

## **[事案 26-136] 長寿祝金支払請求**

・平成 27 年 3 月 25 日 裁定打ち切り

### **<事案の概要>**

保障設計書に記載されたとおりの長寿祝金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和54年6月に契約した定期保険特約付養老保険について、以下の理由により、保障設計書に記載されたとおりの長寿祝金を支払ってほしい。

- (1) 契約時、保障設計書どおりの長寿祝金を必ず支払うと、募集人が約束した。(主張①)
- (2) 告知時、過去の病歴や健康状態は告知しなくて良いと募集人から言われた。(主張②)
- (3) 募集人には、代理権授与表示に基づく表見代理が成立している。(主張③)
- (4) 募集人の行為は保険業法300条1項に違反している。(主張④)
- (5) 保険法の制定により片面的強行規定が導入された。(主張⑤)

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は連絡不能で当時の事実関係は確認できないが、仮に設計書どおりの祝金を支払うとの説明をしていたとしても、当社との間でそのような契約は成立しておらず、また、仮に保険業法300条1項に違反する行為があったとしても、契約の効力に影響するものではない。
- (2) 長寿祝金は約款等にもとづき計算した金額を支払った。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

#### **1. 申立人の主張について**

申立人の主張を鑑みると、以下のとおり整理される。

- (1) 主張①は、主張③と併せて、保険会社との間で、保障設計書どおりの長寿祝金を支払う内容の契約が成立したとの主張と判断する。
- (2) 主張②は、保険会社が告知義務違反を理由に本契約を解除した場合、その解除を無効とする理由にはなるが、長寿祝金の支払いを求める根拠とはならない。
- (3) 主張④は、保険業法違反が契約を無効とするものではない。
- (4) 主張⑤は、保険法の片面的強行規定は長寿祝金の定めを無効とするものではなく、そもそも申立人の主張する長寿祝金の請求根拠とならない。

#### **2. 主張①および主張③の検討**

- (1) 約款では「毎事業年度末に、・・・定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから支払うべき社員配当金を計算します。」、定款では「決算において剰余金を生じたときは、その 100 分の 90 以上を社員配当準備金として積み立て(る)」と規定されている。よって、各事業年度の経営成績によって剰余金の金額が変動する以上、剰余金を原資とする社員配当金の金額が変動することはやむを得ない。

- (2) 保障設計書には「配当による・・・長寿祝金は今後の配当の実績によって変わることがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。」と明記されており、金額欄にはいずれも「約」と記されている。
  - (3) 申立人は民法 109 条～112 条を引用して表見代理の成立を主張するが、これらの要件を充足する事実は見当たらないので、表見代理は成立しない。
  - (4) 上記(1)～(3)より、申立人と保険会社との間で、設計書に記載されたとおりの額の長寿祝金を支払う旨の合意（契約）が成立したとは認められない。
3. 裁定打ち切りについて
- (1) 当審査会の判断は以上のとおりであるが、募集人の募集行為の態様が著しく不適切なものと評価され、申立人に対する期待権侵害による不法行為（民法 709 条、715 条）が成立する余地が全くないとまではいえない。
  - (2) しかし、約 36 年前の募集行為の態様は、慎重に事実認定する必要がある、事情聴取における申立人の供述のみでこれを認めることは適切ではない。本件において的確な事実認定を行い、適正に解決するためには、裁判所における厳格な証拠調べによることが相当であると考えられる。しかしながら、裁判外紛争解決機関である当審査会にはそのような制度はなく、当審査会において上記事実認定を行うことは、著しく困難もしくは不可能である。